



2019年10月21日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：3250 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年  
電 話 番 号 03-4500-4208

## 新会社（株式移転設立完全親会社）の大規模買付ルール（買収防衛策） 継続導入について

当社は本日2019年10月21日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして2018年6月26日開催の第92期定時株主総会で更新のご承認をいただいた大規模買付ルール（以下、「現行ルール」といいます）につきまして、株主総会承認決議など所定の手続きを経た上で、2020年4月1日を効力発生日として、当社単独による株式移転により設立される予定の株式移転設立完全親会社である株式会社ADワークスグループ（以下、「ADワークスグループ」といいます）において、以下のとおり現行ルールを継続導入すること（以下、ADワークスグループが継続導入する大規模買付ルールを「本ルール」といいます）を決議しましたのでお知らせいたします。本ルールは形式的な文言の調整等を行っておりますが、当社が株主の皆様からご承認いただきました現行ルールの基本的な内容を引き継ぐものであります。

また、上記継続導入については、2019年11月29日開催予定の当社臨時株主総会に付議し、出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件としております。

なお、かかる承認を得られた場合、当社の現行ルールにつきましては、上記当社単独による株式移転の効力発生日である2020年4月1日をもって廃止する予定です。

記

### 1. 本ルールの必要性及び目的

#### ■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、ADワークスグループにおいても、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

ADワークスグループ株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、ADワークスグループの企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）によってADワークスグループの基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者によるADワークスグループに対するそれらの提案の全てがADワークスグループの企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、ADワークスグループの企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的なADワークスグループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真にADワークスグループの企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかがどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、ADワークスグループにおいて本ルールを導入したいと考えております。

#### ■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則 1-5 において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記され濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

ADワークスグループの完全子会社となる予定の当社は2018年12月13日付で「(改訂)コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び取組み)」(以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます)を公表しておりますが、原則 1-5 において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様に乗

しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と明確に表明しており、ADワークスグループにおいても、同等の内容のコーポレートガバナンス・ガイドラインを策定する予定です。

## ■資本政策からの観点

ADワークスグループの完全子会社となる予定の当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、目指すべき企業規模をガイダンスとして表明しており、その内容は、時価総額 350～400 億円、純資産額 250 億円、連結従業員数 200 人としております。当社が一層の成長を実現するためには、現在の純資産額と通期期間損益の状況を鑑みるに、今後も経営資源の充実が極めて重要であり、中でも資金調達、特にエクイティ・ファイナンスは欠かせないものであり、かかる方針はコーポレートガバナンス・ガイドラインにも明記しております。

当社は、過去4度に渡り、ライツ・オファリングの手法を用いて資金調達を実施しております。ライツ・オファリングとは株主割当増資の一つであり、全ての既存の株主の皆様を上場新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使により企業が資金調達を行うものでありますが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行され、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境となるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスは、何よりも「企業価値の向上に資する」ことが大切であり（出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル）、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示した企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えます。当該事態において株主の皆様が被りうる不利益を考慮すると、大規模買付者による提案が真にADワークスグループの企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならず、株主の皆様の判断に委ねるための手続きを確保すること、つまり現行ルールの趣旨を維持しながら適切にADワークスグループに継続導入することが必要であると考えられます。

以上のとおり、当社は、ADワークスグループに対する大規模買付行為が上述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、ADワークスグループ及び当社のグループの株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを継続導入することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおりADワークスグループが一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案がADワークスグループの企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となることから、ADワークスグループは、本ルールがコーポ

レートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものでもあると考えております。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、又は対象となると見込まれる買付者又はADワークスグループ株主をいいます。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、ADワークスグループの設立登記日（株式移転効力発生日）時点での大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

## 2. 大規模買付ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）、及び有価証券上場規程を充足しています。

### (2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、前述1.「本ルールの必要性及び目的」に記載したとおり、ADワークスグループの株式に対し大規模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、ADワークスグループ取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、ADワークスグループの企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

現行ルールは、当社第92期定時株主総会（2018年6月26日開催）において、有効期間3年として大規模買付ルールの更新をお諮りし株主の皆様からご承認を得たものでありますが、本ルールの導入においても、2019年11月29日開催予定の当社臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることといたします。そして、その有効期間は2020年4月から3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、本ルールの有効期間の途中であっても、ADワークスグループ株主

総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、ADワークスグループ取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件、すなわち、当該大規模買付行為がADワークスグループの企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真にADワークスグループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式をADワークスグループ又は、ADワークスグループ関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②ADワークスグループの経営を一時的に支配してADワークスグループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③ADワークスグループの経営を支配した後にADワークスグループの資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④ADワークスグループの経営を一時的に支配して、ADワークスグループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙ってADワークスグループ株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付け〔最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。〕を予定してADワークスグループ株式の大規模買付行為を行う等、ADワークスグループの株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧ADワークスグループ取締役会の経営方針及び事業計画〔大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。〕に著しく劣ると判断される場合）に当たらなければ発動されないように設定されており、ADワークスグループ取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、

ADワークスグループ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期については1年とする予定であり、且つ解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

### 3. ADワークスグループの企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

#### (1) ADワークスグループの企業理念及び事業（予定）

ADワークスグループは、以下の企業理念に従って事業を展開する予定です。

##### 【企業理念】

当社グループは、しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、お客様の資産を次代へと繋ぎ、日本の活力ある発展に貢献します。

#### ① 当社グループの中期経営計画の変遷

当社は2007年のジャスダック証券取引所上場以来、不動産ビジネスを主軸とし、業績の安定的な向上とそれによる企業価値の向上に努めてまいりました。様々な不動産ビジネスへのトライ&エラーを経て、収益不動産の取得・販売から販売後の管理サービスの提供までを一貫してサービス提供する独自性の高いビジネスモデルの創造に行き着き、収益不動産残高の戦略的拡充を軸に着実な成長軌道を実現してまいりました。

具体的には、第2次（ビジネスモデルの構築期）、第3次（ビジネスモデルの確立期）、第4次（ビジネスモデルの展開期）、そして第5次（ビジネスモデルの拡充期／新規事業構築の準備期）の各中期経営計画期間において、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく、鋭意取り組んできた次第です。こうした当社グループのビジネスモデルが主要顧客である個人富裕層に受け入れられたのはなぜか、それは、独自のノウハウによる物件選定、取得後のバリューアップとそれらを踏まえた当社売主責任による販売、販売後の管理や保守・修繕工事対応等の機能提供、永続的な顧客リレーションを構築する手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいべき一連のサービスが、富裕層顧客の資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることに起因すると自負いたしております。

未だ進化の途上であるとはいえ、この足跡は、不動産ビジネスを起点とする当社グループが富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

#### ② 「第6次中期経営計画」について

当社グループは2020年3月期から2022年3月期までの3期にわたる「第6次中期経営計画」をスタートしております。これを“プレミアムバリューの醸成期”と位置付け、『不動産ビジネスから富裕層ビジネスへ、そしてプレミアムビジネスへ』をテーマに、次の3点を基本方針としてさらなる飛躍を目指してまいります。

- I. 変化する環境下でも安定的に収益を生み出せる強靱な事業基盤への進化
- II. 新事業分野の開発・開拓と、既存事業との相乗効果の発揮
- III. 顧客体験価値の最大化を前提とする永続的な顧客基盤の構築

企業理念にも謳っておりますように、当社グループの持ち味は「しなやかに変化し、独

創の価値を生み出す」ことにあります。第2次から第5次に至る中期経営計画の遂行を通じて、当社グループは事業環境の変化を先取りしながら、しなやかに変化し、「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」の提供という独創の価値を生み出してきたこと、またそれによって当社グループがプロダクト・アウト視点の不動産ビジネスから、マーケット・イン視点のビジネスへと進化を始めたことは上記のとおりであります。

「第6次中期経営計画」では、さらにこれをプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

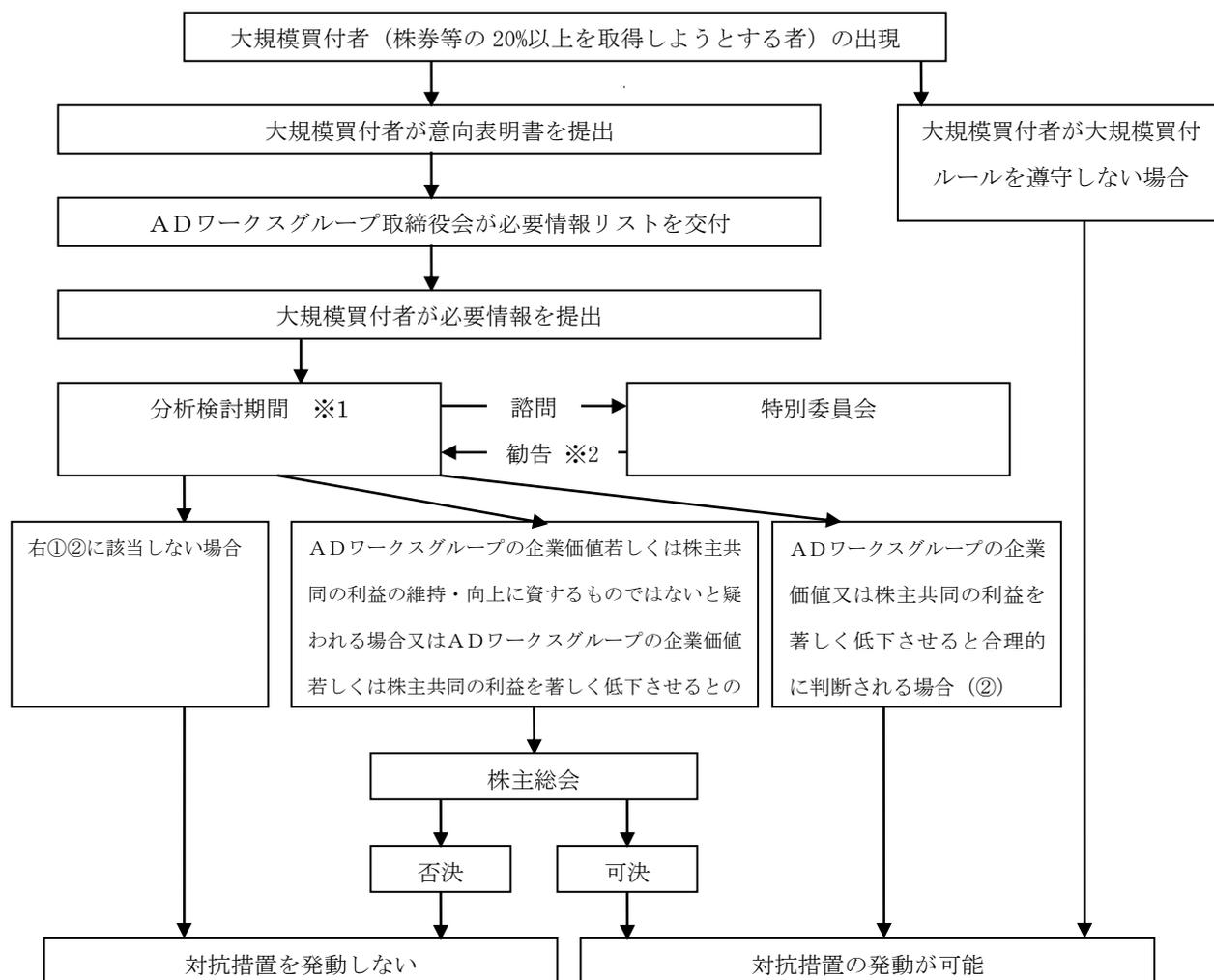
従来からの主要顧客である個人富裕層に対しては、上記の収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供などを通じて、総合的なプレミアムバリューを訴求したいと考えております。

さらにこうした経験を応用し、対象とする顧客を事業法人や機関投資家等の大口顧客に拡張できるよう、大型物件も含めオフィスや商業施設など商品ラインナップを多様化させることを企図しております。こうした商品は、商品企画力次第で“不動産の内部成長”を具現化できるポテンシャルが居住用不動産以上に高いと考えられ、物件単体で完結しない活用価値の創造なども視野に入れ、独自のプレミアムバリューの構築を目指してまいります。ADワークスグループはこれらを包含した価値を新たなブランドとして育ててまいります。

以 上

## 【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、90 営業日以内としますが、ADワークスグループ取締役会には必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、ADワークスグループ取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、ADワークスグループ取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

---

---

## 大規模買付ルール

---

---

株式会社ADワークスグループ

2020年4月1日導入（予定）

## **1. 大規模買付ルールの目的**

当社は、当社に対して大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）からの提案が行われた場合に、当該提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

### **■「大規模買付ルール」に関する考え方**

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付者によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であると当社は考えております。

### **■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点**

コーポレートガバナンス・コードは、その原則 1-5 において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とす

るものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記され濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社の完全子会社の株式会社エー・ディー・ワークスは 2018 年 12 月 13 日付で「(改訂) コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン (方針及び取組み)」(以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。)を公表しておりますが、原則 1-5 において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様等に等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様等の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と明確に表明しており、当社においても、同等の内容のコーポレートガバナンス・ガイドラインを策定する予定です。

## ■資本政策からの観点

また、当社の完全子会社の株式会社エー・ディー・ワークスは、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、目指すべき企業規模をガイダンスとして表明しており、その内容は、時価総額 350~400 億円、純資産額 250 億円、連結従業員数 200 人としております。当社が一層の成長を実現するためには、現在の純資産額と通期期間損益の状況を鑑みるに、今後も経営資源の充実が極めて重要であり、中でも資金調達、特にエクイティ・ファイナンスは欠かせないものであり、かかる方針はコーポレートガバナンス・ガイドラインにも明記しております。当社の完全子会社の株式会社エー・ディー・ワークスは、過去 4 度に渡り、ライツ・オファリングの手法を用いて資金調達を実施しております。ライツ・オファリングとは株主割当増資の一つであり、全ての既存の株主の皆様等に上場新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使により企業が資金調達を行うものでありますが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行され、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境となるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスは、何よりも「企業価値の向上に資する」ことが大

切であり（出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル）、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示しした企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えます。当該事態において株主の皆様が被りうる不利益を考慮すると、大規模買付者による提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならず、株主の皆様の判断に委ねるための手続きを確保することが、当社において必要であると考えられます。

以上のとおり、当社は、当社に対する大規模買付行為が上述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを、当社においても継続導入することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となることから、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。

なお現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実（その兆候も含めて）はございません。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、又は対象となると見込まれる買付者又は当社株主をいいます。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

## **2. 大規模買付ルールの内容**

### **(1) 大規模買付ルールの対象**

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれにつ

いても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)を行おうとする者です。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

## (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。)

- ①大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑤大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

## (3) 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期

間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 90 営業日と定めているのは、当社グループが長い社歴を有し、当社グループの営む事業が、時代の変化に対応し、現在、不動産業において幅広いビジネスを展開していることから、多くのノウハウ・経験・知識・情報及び多数の顧客並びに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記 3. (2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4.）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場

合には、当該総会において議案を付議します。)

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後(取締役会が株主意思を確認するための株主総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後)にのみ開始することができるものとします。

(6) 企業価値を低下させる大規模買付行為に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

### **3. 大規模買付行為への対応方針**

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律(対抗措置時の施行後法令を含みます。)及び当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた新株予約権の発行等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する(いわゆる「希釈化」という不利益を受けることがあります)。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、

当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様ご意思に基づき対抗措置が

発動されることとなります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、且つ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

## **4. 特別委員会への諮問手続**

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するための株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記2. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は末尾（添付資料）のとおりです。

## **5. 株主・投資者に与える影響等**

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の停止等時に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることになります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充

足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

## **6. 大規模買付ルールの見直し**

大規模買付ルールの有効期間は2020年4月から3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度（2022年12月期）に係る定時株主総会の終結の時までとし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、当社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて当社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

---

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

(添付資料) 特別委員会の概要等

## 1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 独立役員又は役員以外の独立性の要件を満たす者であること
- ② 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、又は相当の識見を有する者であること

## 2. 委員の略歴

### (1) 当社社外取締役 (監査等委員) 1名

原川 民男氏 1950年6月16日生

1974年4月	住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入社
1995年8月	同社 奈良西大寺支店長
1997年6月	同社 新宿支店長
1998年6月	同社 事務推進部長
2001年6月	同社 福岡支店長
2003年6月	ビジネクス(株) 取締役社長
2007年6月	住信ビジネスサービス(株) (現 三井住友トラスト・ビジネスサービス(株)) 取締役 常務執行役員
2008年6月	ライフ住宅ローン(株) (現 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)) 監査役
2010年10月	住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 調査部審議役
2012年6月	株式会社エー・ディー・ワークス 監査役
2016年6月	株式会社エー・ディー・ワークス 社外取締役 (監査等委員) (現任)

### (2) 公認会計士 1名

須藤 実和氏 1963年8月17日生

1988年4月	(株)博報堂 入社
1991年10月	アーサー・アンダーセン (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
1995年4月	公認会計士 登録
1996年10月	シュローダー・ピーティエーヴィ・パートナーズ(株) 入社
1997年11月	ベイン・アンド・カンパニー 入社
2001年1月	同社 パートナー
2006年4月	(株)プラネットプラン設立 代表取締役 (現任)
2008年4月	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
2012年5月	(株)じげん 社外取締役 (現任)
2016年6月	株式会社エー・ディー・ワークス 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年6月	公益財団法人日本バレーボール協会 理事 (現任)
2018年3月	(株)アシックス 社外監査役 (現任)

2019年4月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授（現任）

(3) 弁護士1名

渡邊 雅之氏	1970年5月2日生
1995年3月	東京大学 法学部卒
1997年11月	司法試験合格
2000年3月	総理府(現 内閣府) 退職
2001年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会)
2007年5月	Columbia Law School(LL.M.) 修了
2011年5月	三宅法律事務所 パートナー（現任）
2014年6月	(株)王将フードサービス 社外取締役（現任）
2016年6月	日特建設(株) 社外取締役（現任）

## 特別委員会規則の概要

### 1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

### 2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。ただし、最初の特別委員の任期は、取締役会の決議により別段の定めがされない限り、2023年3月に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

### 3. 特別委員会の権限

- (1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。
- (2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。
  - ① 大規模買付者が濫用的大規模買付者であること。
  - ② 買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、大規模買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
  - ③ （取締役会の経営計画又は事業計画が特別委員会に上程された場合で）買付け後の経営計画又は事業計画が、取締役会の経営計画又は事業計画（大規模買付者による買付提案に対する代替案を含む）と比較して、明白に劣っており、大規模買付者による買付け後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
  - ④ その他、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させることが明らかであると認められる事由が存在すること。
- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止

又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

以上

〈ご参考〉

株式会社エー・ディー・ワークスの株式の状況（2019年9月30日現在）

1. 発行可能株式総数 1,399,680,000 株
2. 発行済株式の総数 392,868,648 株
3. 株 主 数 20,068 名
4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
田中 秀夫	51,108,620	13.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,057,500	4.34%
有限会社リバティールハウス	16,216,000	4.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,071,900	3.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	12,300,000	3.13%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	10,154,057	2.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	8,408,200	2.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	7,631,500	1.94%
J Pモルガン証券株式会社	6,101,208	1.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口）	5,784,300	1.47%

（注） 株式会社エー・ディー・ワークスは自己株式1,050,724株（持株比率0.27%）を保有しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

所有者別	所有株式割合
金融機関	20.36%
金融商品取引業者	6.32%
その他法人	5.89%
外国法人等	2.11%
個人・その他	65.04%
自己株式	0.27%

以 上